

駐輪場附置義務条例の改正

附置義務駐輪場制度

新宿区では、遊技場や商業施設などの集客施設に対し、当該施設の規模に応じて駐輪場の整備を、条例に基づき義務付ける附置義務駐輪場制度を運用しています。

(新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例 平成7年施行)

参考：附置義務駐輪場の規模 一部抜粋

施設の利用用途	施設の規模 (施設の対象床面積に対して)	台数設定 (原単位)
遊技場	300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台分
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店 又は飲食店	400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台分

1 制度の課題と対応

- ・現在、約220箇所ある附置義務駐輪場の多くは、**利用者が利用しづらい場所**に設置されているため、その多くが利用されていない状況にあり、**放置自転車の要因**のひとつとなっています。
- ・附置義務駐輪場の設置が、**建物所有者の負担**となり**老朽化したビルの建て替えが進まない**一因にもなっています。

現状

利用率
が低い

放置自転車
の問題

老朽化ビル
の建て替え
が進まない

条例改正

利用者が利用しやすい駐輪場の整備を誘導し、路上の放置自転車を減らすとともに、**ビルの建て替え計画の際に設計の自由度を増す**ことで、老朽化したビルの建て替えを促進できるように条例の改正を行います。

改正後

利用者が利用し
やすい駐輪場の
整備

放置自転車の
減少

老朽化ビルの
建て替え促進

安全・安心なまちづくり

2 条例改正の内容

- ◎ 利用者の利便性向上のための取り組みをした場合は、義務付けられている**整備台数を削減**します。(区が定める基準による)

利便性向上の取組み	削減割合
① 地上階への設置、又は立体全自動機械式駐輪場等の設置	1/2
② 上下階(2F・B1F)への設置	1/4
③ 専用昇降施設(EV等)の設置	1/4
④ 有料の場合、無料時間の設定(最低1時間以上)	1/4

※ただし、組み合わせにより削減できる割合は最大で2分の1までとする。

- ◎ 附置義務駐輪場の設置できる**隔地距離を見直し**ます。
⇒隔地距離を現行の50mから**250mに変更**します。

3 施策実施のイメージ

平成31年1月1日施行

